平成２７年（フ）第４４０号
静岡県袋井市上山梨714番地の５
破産者　株式会社タニガワコーポレーション
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
三重県伊賀市緑ケ丘東町778番地の３
破産者　西條はつ子
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第９号
神奈川県川崎市多摩区菅１－３－22　ベル・メランジェ304号室、開始決定時の住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町矢口浦374番地
破産者　西村　文一
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県たつの市龍野町富永380番地の６
破産者　株式会社相生商店
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第７１号
香川県仲多度郡琴平町638番地２
破産者　株式会社雄美堂
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８６号
香川県善通寺市原田町1317番地１　ジャンボハイツ５号
破産者　香川　雅子（旧姓長島）
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８７号
埼玉県草加市小山１－31－５　２階、開始決定時の住所香川県善通寺市原田町1317番地１　ジャンボハイツ５号
破産者　香川　友秀
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１４号
愛媛県松山市三津３丁目34番１号、商業登記簿上の本店所在地愛媛県松山市三津３丁目４番33号
破産者　株式会社いーふぁーまーず
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１６９号
岐阜市大蔵台21番21号、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原希望町２丁目27番地　（ナビハイツ第４六軒北302）
破産者　若山　与二
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３７号
岐阜市折立436番地９
破産者　米倉　　克
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７７４号
埼玉県加須市花崎２丁目26番地３　フローレンス中山ⅡＡ－102
破産者　渡邉　　洋
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３８号
兵庫県三田市三輪１丁目４番23－102号
破産者　梶谷　謙二
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３９号
兵庫県三田市三輪１丁目４番23－102号
破産者　梶谷　和代
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９０号
大分県別府市南立石生目町17組、住民票上の住所大分県別府市石垣東４丁目４番34号
破産者　福田　信一
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５１０号
札幌市白石区菊水８条２丁目２番４号
破産者　橋本　悦子
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１６号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目３番７号
破産者　吉田　一壽
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１２９号
釧路市興津１丁目11番29号
破産者　高橋　孝雄
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２８号
宮城県宮城郡利府町森郷字土橋12番地７
破産者　荒井　真一
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
茨城県水戸市藤が原２丁目１番地の１　県営藤が原アパート５棟401号
破産者　佐藤　政義
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２１４号
茨城県水戸市渡里町3278番地の２　プレザントハイツ303号
破産者　青木　祐海
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所